

議案ノ七〇号

三朝町と泉取県市町村取資共済組合との間に温泉の引湯権について別紙の通り契約するものとする。

昭和三十一年九月二十九日提出

三朝町長 坂出 雅

原案可決

昭和三十一年九月九日

議決

三朝町議会議長 天野 兼

(別紙)

契約書

三朝町(以下甲という)と泉取県市町村取資共済組合(以下乙という)との間に温泉の引湯権について次のとおり契約する。

第一條 甲はその所有にかゝる次の温泉を乙の所有する保養所に引湯する権利を付与する。

東伯郡三朝町大字山田字土手下一七六番地第一やなせの湯

第二條 甲は乙に対し五ヶ年を一期として更新して前条の権利を付与し、その引湯料として壹拾萬圓を甲の指定した日に支払う。

第三條 引湯設備は吸泉口至四〇兆電動機三相四線式全海二馬力電動機一基とする。

第四條 前項に規定する設備を変更しようとするときは乙は甲に協議するものとする。



※四条 前条※二項に該當するときハ※二条の引湯料を變更するものとす
る。

※五条 乙が解散若しくは他に売却したるときハ、その日をもつて効力を
失う。

※六条 ※二条及び※三条に違反したときは何時でも解約することが出来
る。

※七条 ※二条の規定にかゝらず初回の契約は昭和三十一年三月三十一
日までとする。

以上の契約の証として本書二通を作成し、甲、乙各一通を保有する。

昭和三十一年 月 日 契約

甲、三軒町長 坂 出 雅 己

乙、
東京市村長
共済組合 監事 村 上 喜 助